

白山火山防災協議会規約の改正について

1 改正理由

有事の際などに専門家から円滑に助言等を受けるため、協議会、専門家の役割及び位置付けの明確化

2 改正内容

規約本文の一部を以下のとおり改める

旧(現行)	新(改正案)
<p>(目的)</p> <p>第1条 省略</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議を行う。</p> <p>(1) 白山に係る噴火シナリオ、火山ハザードマップ、噴火警戒レベル、具体的な避難計画等の一連の警戒避難体制の整備に関する事項</p> <p><u>新規追加</u></p> <p>(2) 石川県及び岐阜県の都道府県防災会議が法第5条第2項の規定により同条第1項各号に掲げる事項について定める際の意見聴取に関する事項</p> <p>(3) 白山市及び白川村の市町村防災会議が法第6条第3項の規定により同条第1項各号に掲げる事項について定める際の意見聴取に関する事項</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要な事項</p> <p><u>新規追加</u></p> <p>(協議会の組織)</p> <p>第3条 協議会は、別表第1に掲げる者で構成する。</p> <p>2～5省略</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 省略</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議を行う。</p> <p>(1) 白山に係る噴火シナリオ、火山ハザードマップ、噴火警戒レベル、具体的な避難計画等の一連の警戒避難体制の整備に関する事項</p> <p><u>(2) 噴火による災害が発生又は発生が予測された場合において、災害応急対策、災害復旧及び噴火終息後における復興に関し、石川県、白山市、岐阜県、白川村及び関係機関相互間の連絡調整に関する事項</u></p> <p><u>(3) 石川県及び岐阜県の都道府県防災会議が法第5条第2項の規定により同条第1項各号に掲げる事項について定める際の意見聴取に関する事項</u></p> <p><u>(4) 白山市及び白川村の市町村防災会議が法第6条第3項の規定により同条第1項各号に掲げる事項について定める際の意見聴取に関する事項</u></p> <p><u>(5) 前3号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要な事項</u></p> <p><u>2 前項の事項を行うため、別表1の第7号に定める構成員が、協議会に対して意見を行った場合、その意見は技術的助言として、協議会が行う火山防災に関する検討のため活用するものとする。</u></p> <p>(協議会の組織)</p> <p>第3条 協議会は、別表第1に掲げる者で構成する。</p> <p>2～5省略</p>

<p><u>新規追加</u></p> <p>(三県コアグループ) 第4条 省略</p> <p>(石川県・岐阜県コアグループ) 第5条 省略</p> <p>(会議) 第6条 省略</p> <p>(オブザーバー等) 第7条 省略</p> <p>(協議結果の尊重義務) 第8条 省略</p> <p>(事務局) 第9条 省略</p> <p>(その他) 第10条 省略</p> <p>附 則 この規約は、平成25年3月25日から施行する。 この規約は、平成25年11月26日から施行する。 この規約は、平成27年6月29日から施行する。 この規約は、平成28年6月30日から施行する。 この規約は、平成30年2月28日から施行する。 この規約は、令和2年2月21日から施行する。 この規約は、令和3年2月26日から施行する。 この規約は、令和4年3月29日から施行する。</p> <p><u>新規追加</u></p>	<p><u>6 第1項に定める構成員に対して、会長から委嘱状を交付する。ただし、職名別表1の第7号に定める構成員以外に対しては、委嘱状の交付を省略することとする。委嘱の期間は、委嘱を行った日から2年間とする。ただし、双方のどちらかの申出が無いときはさらに2年間継続し、以後も同様とする。</u></p> <p>(三県コアグループ) 第4条 省略</p> <p>(石川県・岐阜県コアグループ) 第5条 省略</p> <p>(会議) 第6条 省略</p> <p>(オブザーバー等) 第7条 省略</p> <p>(協議結果の尊重義務) 第8条 省略</p> <p>(事務局) 第9条 省略</p> <p>(その他) 第10条 省略</p> <p>附 則 この規約は、平成25年3月25日から施行する。 この規約は、平成25年11月26日から施行する。 この規約は、平成27年6月29日から施行する。 この規約は、平成28年6月30日から施行する。 この規約は、平成30年2月28日から施行する。 この規約は、令和2年2月21日から施行する。 この規約は、令和3年2月26日から施行する。 この規約は、令和4年3月29日から施行する。 <u>この規約は、令和5年2月16日から施行する。</u></p>
---	---